

## 第66回福島県入札制度等監視委員会議事録

### 1 委員会の概要

(1) 日 時 平成29年11月22日(水) 午後1時10分～午後4時30分

(2) 場 所 杉妻会館3階 百合の間

(3) 出席者

#### ア 委員

伊藤 宏(委員長) 小堀健太 今野 泰 齋藤玲子 佐藤初美 島田マリ子 高野宏之  
高畠 亮 橘あすか

#### イ 県 側

総務部政策監、入札監理課長、入札監理課主幹兼副課長、入札監理課主幹  
土木部次長、技術管理課長、建設産業室長、農林総務課主幹、農林技術課長  
出納局入札用度課主幹兼副課長、教育庁財務課主幹兼副課長、警察本部会計課主幹兼次席

#### ウ 建設関係団体等

- (ア) 一般社団法人福島県建設業協会会長 外3名
- (イ) 福島県総合設備協会会長 外1名
- (ウ) 福島県建設専門工事業団体連合会会長 外2名
- (エ) 福島県土木建築調査設計団体協議会会長 外3名
- (オ) 個別事業者2者

(4) 次 第

1 開 会

2 辞令交付

3 議 事

(1) 審議事項

総合評価方式について〈非公開〉

(2) 建設関係団体等からの意見聴取について

ア 個別事業者①〈非公開〉

イ 個別事業者②〈非公開〉

ウ 一般社団法人福島県建設業協会

《 休 憩 》

エ 福島県総合設備協会

オ 福島県建設専門工事業団体連合会

カ 福島県土木建築調査設計団体協議会

(3) 各委員の意見交換・その他

4 閉会

## 2 発言内容

### 【入札監理課主幹兼副課長】

定刻となりましたので、ただいまから「第66回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

はじめに、今泉裕委員でございますが、連合福島会長の退任に伴い、9月28日付けで本委員会委員を辞任されましたので報告いたします。

本日、後任の委員をお迎えしておりますので、辞令の交付を行います。

(今野 泰委員へ総務部政策監から辞令交付)

今野委員は、日本労働組合総連合会福島県連合会会長を務めております。それでは、今野委員から一言御挨拶をよろしく申し上げます。

### 【今野委員】

みなさんこんにちは。10月25日に行われました連合福島定期大会で、前任の今泉さんから引き継ぎました連合福島会長の今野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

### 【入札監理課主幹兼副課長】

どうもありがとうございました。

次に、福島県入札制度等監視委員会規則第8条第3項及び第4項の規定により、委員長に今野委員の所属する部会の決定をしていただきたいと思います。

### 【伊藤委員長】

それでは、今泉委員の後任ということで、今野委員を再苦情調査部会の部会長として指名します。

### 【入札監理課主幹兼副課長】

それでは、議事につきまして、伊藤委員長、よろしく申し上げます。

### 【伊藤委員長】

これより議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方について、協議したいと思います。

本日は、審議事項が1件、関係団体からの意見聴取が6件でございます。審議事項については、公正かつ円滑な議事運営の観点から、また意見聴取のうち個別事業者については、会社経営に関する内容となることから、それぞれ非公開で行い、それ以降は公開としたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(異議なし)

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

それでは、始めに「審議事項」の「総合評価方式について」です。非公開での審議となりますので、傍聴者及び報道機関の方は退席をお願いします。公開での審議再開は、14時30分頃を予定しております。また、非公開部分の議事の概要は、要望があれば、会議終了後、私から御説明いたします。

---

以下非公開審議

《非公開審議開始》

(以下、非公開審議について「概要」を記載)

【委員長】

それでは、前回の委員会で要望しました、総合評価の「非公表部分の評価項目」や「評価の流れ」、「他県の評価状況」などについて、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

（「資料1」、「資料1-1」、「資料2」、「資料2-1」、「資料2-2」、「資料3」により説明）

**【委員長】**

若干前回のおさらいをしたいのですが、総合評価方式は、施工計画や技術提案という技術力の部分と地域貢献の部分から成り立っていて、地域貢献はそれほど差がつかないかもしれないけれども、施工計画や技術提案という技術力の部分についてはかなりの差がついて、価格がひっくり返るという部分があったということがまず第一。それと、もう一つは、施工計画や技術提案の部分について、資料2-2の具体的な事例、5ページがわかりやすいかと思うのですが、工程計画とか工事実施に当たっての留意点、特に優れている点、その下に技術審査書というところで、工程管理計画とか大きな数字が打ってある部分は、施工者に伝えてある。その中味の発注者側の細かい評価基準については、相手側には伝わってなくて、工事の内容を読み込んで、これについては、自分たちでこれは大事なところだよということを業者に読み解いてもらって、そのところに抽出して具体的な提案を書くということによって点数が高くなりますよということだったわけです。そのときの議論が、こういうことが大事ならば、最初から「こういうことが大事ですよ」と伝えて、具体的な提案がどうだったのかということの評価したらどうですかという議論があったわけです。それはなぜかということ、試験の話でいうと、半年間の授業をして勉強してきなさいというようなやり方と、この授業では最低限ここが大事なところだから、ここは試験に出すから勉強してきなさいよというのでは、どちらの方が評価者として良いのでしょうかという問題で。これは哲学の問題だと思うんです。それで、細目の部分について伝えないということが、その部分が、もしも知っている業者と知らない業者がいたら、そこで差が出てしまうという可能性があるだろうと。で、これは通常だったら知り得ない情報ですけども、何らかの事情、不正等があって、これを業者が知るところになれば、高い入札価格にもかかわらず、事前に知った業者が落札をするということが起こりうる。官製談合とまでは言わないですけども、予定価格を教えているわけではないんですけども、かなりひっくり返る要素がある部分の項目について、もしも何らかの形で業者に伝わった。それを知った業者と知らなかった業者では、かなりの有利不利がでてくるのは事実ですよ。で、そんなことは当然あり得ないから、どんなことが大事かということを考えることが技術力ですよというのが今の県の立場。それに対して、絶対にそういうことが起こることがないとはいえないので、こういうことがもしも漏れたとしても、ここが漏れたからこれは談合だとか不正の疑いがあるなんてことはなかなかかなりにくいので、最初からブラックボックスのところは排除してしまって、県が求める具体的な項目については全部明らかにして、それについて具体的な提案を書かせればいいじゃないかという考え方もあるかなというのが前回の議論でした。ということ踏まえて、まず今日の説明についてご質問があればお願いします。

**【委員】**

評価の項目の中味はその都度県としては変えるということですか。

**【事務局】**

似たような工事であれば似たような評価項目、例えば、橋梁下部工であれば、川をいじるのであれば水質汚濁防止対策、県道に近いのであれば搬入時の安全管理というように工事の種類に

よってだいたいが決まっております、中味によって組み合わせるということでございます。また寒いときにやるのであれば、コンクリートの品質対策を上げるとかだいたいの基準は決まっております。また、そういうことを気をつけなさいというのは、共通仕様書というのがありまして、工事ごとの個別ではありませんが、こういうときはこういうことを気をつけるということを共通仕様書で示しておりますので、共通仕様書と設計図書、図面、もしくは現場等を見れば、技術力がある会社では、ポイントはわかるのではないかと思います。

**【委員】**

県であらかじめ設定するキーワードは公表していない。差をつけるための非公表ではないとのことなので、キーワードを書いてくるという業者はレベルが高いと見なされているわけですね。ですけれども、キーワードというのは、工事によって違うのかもしれないのですけれども、何種類くらいあるものなのですか。

**【事務局】**

何種類かというのは出てこないのですけれども、川の工事、海の工事、現在使っている道路に車を通しながらの工事、コンクリートの工事、土をいじる工事、そういった工事の中味、機械を作る工事、電子機器の工事とかもありますので、組み合わせはかなりの数になるのかなと思います。

**【委員】**

そのキーワードがあるかなしかで、工程表なんかも、まだ工事に入っていない状態で、実質的にかなり差別化が図られるものなのですか。

**【事務局】**

結果的に工種があまり多くない工事であれば、あまり差がつかない場合もございますので、差をつけるためにあえて難しいキーワードを設置するとかということはしておりません。だいたいの会社は同じようなことを書いてくるとしてもそれはそれで。

**【委員】**

それでも、キーワードが入っている会社と入っていない会社があるわけですね。入っている会社と入っていない会社があって、キーワードが入っている会社は実質的にレベルが高くて良い評価点を与えるべきものだと思いますか。

**【事務局】**

技術提案書の中味を見て、加点しますので、そういう技術提案書を上げてくる業者はその点は理解しているものと思います。

**【委員】**

こういうことをいうのは、部外者だからかもしれませんが、作文のうまい会社もあまりうまくない会社もあろうかと思うのですけれども、そういうものも反映するかどうかについてはいかがですか。

**【事務局】**

出てきた結果を見ないと客観的な判断ができませんので、技術力の判断としてはそれしかないのかなと。

**【委員】**

各県のホームページを調べたんですが、それぞれの県によって入札契約制度の概要などというものが載ってまして、それぞれの県によって若干違っておりましたけれども、やはり基本というのは、入札契約適正化の基本原則などというものがあまして、①透明性の確保、②公正な競争の促進、③不正行為の排除の徹底、④適正な施工の確保とか書いてありまして、これが基本なんだろうと思いますが、それによって、実質的な差別化が図られるかというのが現実とも言えず、その反対に透明性の確保や公正な競争の促進という原理が損なわれるかもしれないということについては、これから考慮される面があってもいいのかなと思います。

**【委員】**

もっと具体的に言えば、技術力とか差がないものがこのキーワードによって差がつく。そのことによって、高い入札額の業者が落札されて、安いところが排除される。これはわれわれの税金ですから、納税者の観点から言えば、ちょっと問題ではないかというようなご主旨かなと思いますが。

**【委員】**

それもあります、入札に関しては競争原理でやっていますから、競争の透明性とか公正性というものが第一に考えられるべきではないかと思います。だから個々のキーワードとかではなくて、基本として透明性、公正性というものは、先にくるべき概念だと思うのです。それをクリアした上でのシステムなのかなと思ったのです。

**【委員】**

確かに、ブラックボックスにしておかなくてもいいのではないかというのには一理あるなと思いました。その業者さんが提案してくる過去の実績が評価点に入ってくるとか、地域の貢献度合いが評価点に入ってくるとか、他のさまざまな加算点と入札の価格と技術点が総合的に評価されているので、このキーワードが入っていないからといって、その部分だけで大きく差が出るとは私は感じてはいなかったのですが、例えば、それは上下水道工事だとか、業種によって、このキーワードが公開されていないことが多大な影響を与えてしまうのかどうかということについては、専門外の業種が多かったので、確認させていただきたいと思います。

あと、もう一つは、それぞれの業界からそういった部分を事前に開示した上で、技術提案の加点のキーワードはどういうことかということをお各業界・業種の工事の関係者から要望が上がっているのかどうかということをお伺いしたいところです。

**【委員長】**

今日、業界の意見聴取があとで控えておまして、時間があまりないので、今質問されたことも含めて、この「総合評価方式」を次回の委員会の議題にさせていただきたいと思いますので、お答えいただくよりも、それまでの宿題を投げかけていただいた方がいいかなと思います。今のご質問に対してのお答えはまた次回ご用意いただくということで、他に何か次回までにこんなことを調べておいてほしいとか、こんな考え方ですとかないですか。

私の方から一つ、現在の方式は簡単にいうと定性的問題を定量的評価しているんです。何ミリとか、何グラムとか、何メートルとか定量的に計れるものではないものですからこれは定性的な

ものですね、定性的なものを定量化しているんです。で、定量化することによって、いろいろなことが起こりうるんですね。たとえば、この表の一番下に点数の合計が55点と100点とありますよね。これをそのまま使うのか、あるいはこの下にそれぞれの点数についての評価点にまた変換しているんですね。定量評価し直したものをまた定量評価すると二段階で評価しているわけです。そうするともとの定性評価が最終的な2点、10点に反映されているんですが、これは大いに疑問。つまり5倍の評価の違いがあるわけですよ。で、この2者が5倍の技術力の差があるんですかということになるわけです。でも、定量化定量化としているうちにこういうことが行われてしまうわけですね。ウェイト付けをしているということを含めて、こういうものを定量化しているという問題点、危うさというものがあるということをご認識していただきたいということがあります。

先ほどの委員がおっしゃった逆転の話は多分この工事はこれによって逆転しています。ただ、他のいろいろな種類の工事について、その部分での逆転がどのくらいあったかなかったかということも、そんなに長い期間では無理にしても、少なくとも過去1、2年で総合評価方式でこの部分による逆転が起こっているというのがあったらご紹介していただければありがたいなと思います。ということで、他にございますか。

われわれの委員会は、こうしなさいとってすぐに制度を変えられる権限をもっているわけではないんですけども、一つの問題点として浮かび上がっていることは事実ですので、その辺も県側としてどういう風に今後受け止めて考えるかという方向性をお出しいただければありがたいなと思います。

#### 【委員】

資料1-1で「施工計画」「技術提案」へのキーワード（非公表）に関する記載の有無で評価と書いてありますが、キーワードに関する記載の有無で評価するという評価方法は公表されているものなのですか。業者さんは皆さん知っているものなのですか。

#### 【事務局】

文章では明示しておりませんが、ずっとやってましてそれはみなさんお分かりだと思っております。

#### 【委員】

それと、先ほどの御意見と重なるのかもしれませんが、書きぶりで評価ということと、今の定性を定量で評価ということで、内容というよりもボリューム感で落札されていることは、幅広く目を向けていれば通る可能性が高まるということになってしまうと、書いてあるか書いてないかで0点か5点か、0点か10点かということになっていってしまうと、とりあえず該当しそうなことは全部書いておけということみたいな話になるリスクがあるのかなという懸念を感じました。

#### 【委員長】

他、いかがでしょうか。それではこれは継続審議ということで次回にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に（2）の建設関係団体等からの意見聴取についてということで、個別事業者及び建設関係4団体から意見聴取を行います。まず個別事業者について事務局からお呼びください。

#### 《個別事業者①の意見聴取》

（調査票の要旨）

#### ○景況について

除染などで応札者がいなかった他管内工事も受注することができたため、震災の翌年度から昨年度にかけては件数・額ともに増加したが、地域によっては、震災翌年には震災以前と変わらぬ失格ラインを争う厳しい入札環境に戻っており、今後はさらに厳しい受注環境になるものと考えている。

#### ○下請の選定について

施工品質に対する信頼性を重視し下請に出している。

#### ○情報の把握手段について

県の発注見通しについて、入札公告済や契約済であれば工事番号を記載するなどの識別について見直してほしい。

#### ○その他

- ・入札公告について、再公告の場合は、再公告と明示してほしい。
- ・入札結果公表について、目安として定められた期日より遅い場合が多く、結果を検証し次の応札に活用したいができない場合が多い。また、総合評価の採点が判明するのが契約後であるため、評価結果に疑問があっても質問しにくい。
- ・落札率について、自社での集計と公表される落札率に大きな乖離を感じる。
- ・最低制限価格について、特定の業者のみの確に金額を算出できる理由が分からない。
- ・総合評価方式の評価項目として、消防団加入を評価しているが、もっと様々な貢献手段があるのだから、応札者に選択性を持たせるべき。
- ・ISO は評価項目に採用されるべきなのか疑問。

#### 【入札監理課長】

時間の関係もごございますので、主な項目について、お答えさせていただきます。

はじめに、3ページの「5その他」の「地域区分」についてですが、近隣市町村での設定は、道路事情等もあり一律的な設定は困難であり、また仮に設定した場合、混乱することが見込まれるため、県の行政単位での設定について、ご理解願います。

次に「入札公告」の再公告等についての明示ですが、新規なのか再公告なのか分かるように、公告内容に明示することについて検討を進めてまいります。

次に「入札結果公表」についてですが、契約後1週間以内の速やかな公表に努めてまいります。また、評価結果につきましては、まずは、誤りのないように徹底します。評価結果に疑義がある場合の取り扱いについては、ご意見を踏まえ、検討・整理させていただきます。

「落札率」についてですが、地域差によるものかと思えます。参考までに28年度の舗装工事では、県全体で90.8%であったのに対し、相双・いわき以外の方部では89.7%という状況でした。

次に「最低制限価格等」についてですが、最低制限価格等と同額の入札があった場合は、入札執行機関から報告をもらっていますが、昨年度、今年度とも、特定の業者となっている状況は確認されていません。また、最低制限価格等につきましては、絶対に漏洩することがないように、厳重に管理しているところです。

「消防団」に関してですが、企業の地域貢献活動のうち、県として最優先に取り組む必要があると判断した重点的な施策を、評価項目としていることに御理解願います。また、お話しの中で、献血という話がありましたが、事業所単位で献血を行う場合は、加点対象としておりますので御理解いただければと思います。

次に「総合評価方式（施工計画）」の評価方法についてですが、今まさに監視委員会の審議をいただいているところであり、その意見を踏まえて改善していく考えであります。そのほか、総合評価方式の評価項目等について様々な意見をいただいておりますが、今後の見直しの参考にさせていただきます。

**【伊藤委員長】**

ありがとうございます。それでは、委員の皆様からご質問等があればお願いします。

**【橋委員】**

内容、非常に細かく具体的に書いてあってわかりやすかったと思います。まず一点目は、こういったことを所属している団体からヒアリングで要望を聞くということがあるかどうか。その場合、こういった形でヒアリングがあるのかといったところをお聞かせいただきたいと思います。

二つ目は、仮に団体側からヒアリングがなかった場合、こういった改善点など要望に対して、団体側に伝えられるような環境、御意見投稿などそういった仕組みが所属している団体にあるかどうかということをお聞きしたいと思います。

**【個別事業者①】**

ヒアリングという形は実際経験はありません。ただし、意見については定期的に各会員企業の方に、意見を募集しますということで、調査票がきます。それには、全てを記載した記憶はないのですが、その時点で思い当たることについては、伝えさせていただいて、団体さんの方で集計をもらっているという状況です。

**【橋委員】**

要望を出した後、団体側で県にこうした形で要望を出しましたよということは会員企業さんへ返されているんですか。

**【個別事業者①】**

はい。とりまとめましたということについては、こういう形でまとめましたという情報が流れてきますし、それが実際に要望という形で提出された場合も、いろいろな方法で会員企業には伝達されております。

**【伊藤委員長】**

ISOの認証を得るとかそれを維持するということは、企業としてはかなりご負担ですか。取ろうとしてますか。

**【個別事業者①】**

負担だとそう感じてます。取得して大変いい部分があることは間違いありませんけれども、結果として評価項目にとり入れるのはどうかと。会社として活用できていればそれでいいのではないかという考えでいます。

**【伊藤委員長】**

今の総合評価方式ですと、価格競争でいい線行っても、大手の業者にひっくり返されてしまうという部分があってなかなか参加しにくいということなんですかね。

**【個別事業者①】**

地域の中で実績を持っている会社というのは、数社しかいない。どうせ応札してもだめだろうという考えは芽生えてくる。だからこそ結果の集計を見てみると、一者応札の本数が多かったり、まさに結果がそのように出てきてます。

**【島田委員】**

大手さんが取られるケースが多いということですが、大手だから取れたという以外で、客観的に、自身の会社が取れなかった理由はその都度何か感じられますか。

**【個別事業者①】**

まず大手といっても、県内企業の中でも実績があつて、地元での受注実績が多いというそういった意味での大手ですので、やはりそのタイミングにもよるでしょうし、配置する技術者がちょうど空いていたとかそういったところもあるでしょうし、単純に経験でいけば、その施工計画で点を取れなかったとか、それは簡易型以上の話ですけれども、あとはいろいろな評価項目において、そういった会社さんというのはいろいろ対応されているんですね。われわれの規模であればまだまだそこまでは対応できていない。だからその点で大手さんにはその部分で追いつかない。金額も逆転できないと。

**【島田委員】**

それを改善するために何か助けがあるといいですよ。大手さんにはないものを加点してもらえらる仕組み。

**【個別事業者①】**

ここにも記載した選択性という部分。いろんなことをいろんな会社がやっているんだから、うちの会社はこういう部分で頑張っていますよという部分も評価していただけるような仕組みを期待したいと思います。小さい会社だからこそできることもあるし。

**【伊藤委員長】**

エフォートと最近いうんですけれども、全部がおなじウエートではなくて、うちはここ得意だからこの部分を大きく評価してくださいとか、そのようなことがあると、大手に勝てる部分が出てくるかもしれないですね。県側が社会貢献とはこういうものですよと決めているという部分があるわけですよ。もっと幅広い部分があり得るのではないかとということですよ。

**【個別事業者①】**

消防団が大切だというのは私たちも重々承知した部分なので、社員の中でも地元の消防団が何名もおりますし、大変重要な活動であるということは大いに承知した中でそれだけではなく何か希望したい部分です。

#### 【島田委員】

独自の提案とか活動とかを記載できるような評価があればいいとお感じでしょうか。

#### 【個別事業者①】

その会社その会社でやっていることが違うので、すべて評価してもらえるかはもちろん無理な話だと思うのですが、ここで具体的にこれとこれとこれという風に上げられるわけではないのですが、そこは、調査ですとかヒアリングですとかしてとりあげていただければなと思います。

#### 【伊藤委員長】

ありがとうございました。時間となりましたので終了します。

次の個別事業者をお呼びください。

#### 《個別事業者②への意見聴取》

(調査票の要旨)

##### ○景況について

復興需要が落ち着き、震災以前より低迷している。

##### ○下請の選定について

下請に出す場合、施工能力、品質確保できる企業であるか、適正価格で対応できる企業であるかを重視している。

##### ○情報の把握手段について

入札制度の改正や、県の発注見通しについて、県のホームページをメインに情報を収集している。

##### ○その他

災害・緊急を要する場合等、金額に応じて、指名競争入札を取り入れてほしい。

地理的な状況が分からない他地区の業者と地元住民とのトラブルが見受けられる事例や、雨が降ると鉄砲水が来て危険なため、地元業者が応札しない案件について、他地区の業者が突貫工事で行ったところ、鉄砲水が来て、人が流されて死亡した事例もあるため、特別簡易程度の金額であれば、地元密着で地元の実績を加味した指名競争入札の方がよいのではないかと。

#### 【入札監理課長】

指名競争入札についてであります。災害の応急対策工事などで、真にやむを得ない理由により緊急を要するものとして、地方自治法施行令等で随意契約することができるものについては、複数業者を選定した見積もり合わせによる随意契約を行っています。

なお、本県としては、現段階では、指名競争入札については、談合を誘発しやすいことや、業者との癒着といった危険性が常に存在することから、導入を見送っているところでもあります。ただ、地元企業の受注機会の確保は大事であると考えておきまして、総合評価方式の中で見直しを進めていきたいと思っております。

【土木部次長】

それは違うでしょう。入札制度については、全国の動向とかいろいろと調査をかけて見直しをしていこうというのが県のスタンスで、総合評価でいきますとは言っていませんよ。

【伊藤委員長】

指名競争入札について今議論になっているんですけれども、指名競争入札を復活するかどうかも含めて県として検討していくということなんですね。

【土木部次長】

4月の委員会で説明させていただいたとおりです。

【伊藤委員長】

それでは、各委員の方から質問等があればお願いします。

【高島委員】

情報の把握手段に県のホームページと単独で書かれているのですが、所属団体さんからの周知とか専門新聞とか他にチャンネルはないんですか。

【個別事業者②】

メインがホームページで、業界紙とか所属団体からも情報をいただいております。

【齋藤委員】

先ほどの河川工事の鉄砲水のことですが、応札されたのですか。

【個別事業者②】

応札しませんでした。地元企業が応札しないのはなぜだろうと不思議に思って、情報共有とか、この地区の会社さんとか、親しい人がおり、危険なのが分かっていたので。

【齋藤委員】

その時期だと鉄砲水が来ることが分かっていたということですね。他地区の業者さんが来て、応札したら、案の定鉄砲水が来て流されちゃったということですね。地域のいわば古くからの知恵ですね、それについては、例えば県の方に言うとか周知させるとかという方法がそのときはなかったかもしれませんが、何かありますか。

【個別事業者②】

その話は出ていて、気をつけるようにという話にはなったんですけれども。

【齋藤委員】

ただ、それがもっと県とのコミュニケーションがよければ、それを情報としてあげて、そんな甚大な被害が起きる前に防げたのかなという気がしますがそう思わないですか。

**【個別事業者②】**

今は、管内の業者は管轄の事務所さんからそういう事案とかは情報をいただいているので、大丈夫かなとは思うのですけれども。

**【伊藤委員長】**

総合評価方式でなかなか点数が取れなくて、規模の大きな企業の方が有利ではないかというお話しがあったのですが、どういう部分で点数が取れないですか。

**【個別事業者②】**

基礎点というか、地元の中小企業で、例えば ISO は多額な資金がかかりますので、当時 ISO を取った会社しか仕事を取れないという話が出回ったので取ったのですけれども、あんまり影響なかった。それが、特別簡易だったら応札するけれども、簡易型や標準型だと、基礎点が県内各地の大きい会社とは違います。基礎点でも従業員の数から実績から点数が開いてきますので。

**【伊藤委員長】**

ライバル企業の点数もだいたい分かりますよね。ありがとうございました。

《非公開審議終了》

\_\_\_\_\_ここから公開審議\_\_\_\_\_

**【伊藤委員長】**

それでは、一般社団法人福島県建設業協会様からの意見聴取を始めます。

**【建設業協会】**

(「資料6」、「資料6-1」、「資料6-2」により説明)

**【伊藤委員長】**

ありがとうございました。ただいまの御意見につきまして、事務局から説明がございましたら、お願いします。

**【入札監理課長】**

ただいまいただきました入札制度のさまざまな御意見に対しましては、ご意見を踏まえ、地元業者の受注機会の確保に配慮した、より良い制度に見直していきます。また、(2)の提出書類関係ですが、対応可能なものもありますので、見直しの方で検討させていただきます。

それから、教えてほしいのですが、3 ページ目の低入札に対するペナルティーですが、①の施工体制強化について、参考までに具体的にどのようなことをお考えかお聞かせいただければ大変助かります。

【建設業協会】

いろいろありますので、後日紙にして提出します。

【入札監理課長】

最後の丸の「意見交換の場」ですが、監視委員会のメンバーとの意見交換というイメージでしょうか、どのような形での開催イメージであるかお聞かせ願えればと思います。

【建設業協会】

それでもいいですし、当局の方とでも構いませんし、要するに、われわれの意見と考え方を共通にした上でいかないと、かみ合わないことがいつもありますので、その辺りのご配慮ということです。

【伊藤委員長】

よろしいでしょうか。それでは各委員の方から質問等があればお願いします。今回かなり具体的なご提案というかございましたけれども、特に指名競争入札についてはやはり地元地域の建設業者を守るというか、それは災害対応のためにも、品質確保のためにも必要だということをご要望ということですね。

もう一つは、先ほどから働き方改革というのが出てきましたが、御存知だとおもいますが、郡山市で公契約条例というのを昨年制定いたしまして、その辺の効果について、制定してもあまり変わらないのか、それなりに機能するので働き方改革、あるいは作業員・従業員の処遇改善も含めて、ああいうような仕組みを必要だとお考えになるのか、その辺御意見がありましたらお伺いしたいのですが。

【建設業協会】

今回郡山市の方で制度化したというところで、今のところ問題点はないです。働いている側からの希望がないということで。ただ、これからわれわれ建設業、なくてはならない産業の中で、働く人がそれなりの給料をもらってやっていくためにも、大事だと思いますので、郡山の場合1億円以上の工事に絞って、基本的には理念としての公契約条例だと思うのですけれども、働く人を守るという意味でも必要なのかなとは思っています。

【伊藤委員長】

それと、若者を業界の中に取り込んでいかないと難しいということがあると思うのですが、今特に人手不足の状況で、その辺のご苦労とか工夫がありましたら教えてください。

【建設業協会】

若者の雇用について、昨今の状況、建設業協会会員各社を見てましても、一時期県内で新卒者で30人くらいという時代がありましたけれども、今、百数十という数字に戻っておりますので、雇用という形では心配しておりません。ただ若者の処遇改善については進めなくてはならない。特に賃金の上昇についてはそれぞれ考慮してほしいということで意見をまとめておりますし、それなりの教育等も充実させていく必要があると思います。

**【今野委員】**

建設業協会さんのこういった考え方、地元業者の受注機会の確保ということは私も理解できます。キーワードとしての働き方改革というのが今ございましたが、企業間の中で法定福利費に対するの理解度とか取扱というのが差があるような気がします。法定福利費に対する考え方の差ですね。バラツキがあるように感じます。なので、協会のなかで、法定福利に対する考え方を企業間ベースの中でしっかりと根付かせ、共通認識の中で進めていただきたいと思います。

**【建設業協会】**

働き方改革という話がありましたが、協会の中で、雇用等の委員会あるいは部会を設ける方向で検討したいと思います。共通認識を根付かせていきたいと思います。

**【伊藤委員長】**

それでは時間となりましたので、これで一般社団法人福島県建設業協会様からの意見聴取を終わります。御協力ありがとうございました。

(一般社団法人福島県建設業協会 退席)

**【伊藤委員長】**

それでは、福島県総合設備協会様からの意見聴取を始めます。本日は御多用のところ、御出席いただきありがとうございます。それではよろしくお願ひします。

**【総合設備協会】**

(「資料7」により説明)

**【伊藤委員長】**

ありがとうございました。ただいまの御意見につきまして、事務局から説明がございましたら、お願いいたします。

**【入札監理課長】**

はじめに、1ページの1の「ボランティア活動への取組み」につきましては「献血のボランティア」は、単に献血をした従業員がいるだけでは評価の対象となりませんが、「事業所献血」の実施など、企業として献血に協力した実績がある場合は、評価の対象となります。

次に(4)の評価基準の関係ですが、現在、この監視委員会で審議いただいているところで、それらを踏まえて対応していく考えです。

3ページの3の(1)の電子入札システムの研修会についてですが、パソコン操作を含めた研修会は、機器等の手配の問題から開催は困難です。もし、協会さんの方で場所等を準備していただければ、対応は可能です。なお、県のホームページに、電子入札システムの操作練習ページ(チュートリアル)を用意してありますので、そちらをご活用くださるようお願いいたします。

最後に、4 ページ「5 その他」の低入札調査の関係ですが、制度の仕組み上、調査基準価格を下回ったということだけでは、失格とはできないこととなっています。お話しにありました調査期間が長くてというところには、改善に努めていきたいと思います。

【伊藤委員長】

それでは、各委員の方から質問等があればお願いします。

【小堀委員】

1 ページ目の「新卒者・離職者の雇用実績」で管内を県内全域にしてほしいという具体的な背景、例えば震災で離職、避難してきた人を雇用するケースだとかが出てきているとか何か背景があれば教えてください。

【総合設備協会】

確かに震災以降避難されてきた方、起業意欲のある方、また同じ職業に就きたいという方々を、企業が努力して雇用している状況にあると聞いております。そういった中で、社会貢献の一つであろうと考えている中でのお願いです。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。教育庁発注の部分は電子入札ではないんですね。

【入札監理課長】

昨年度、農林水産部・土木部の全件において導入して、今年度県警本部に導入して、来年度も拡大の方向で考えているんですけども、教育庁までは、難しい状況にあります。

【伊藤委員長】

近い将来は全庁的にというところですか。

【入札監理課長】

できればやりたいのですが、なかなか難しい状況にあります。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。それでは、これで福島県総合設備協会様からの意見聴取を終わります。御協力ありがとうございました。

(福島県総合設備協会 退席)

【伊藤委員長】

それでは、福島県建設専門工事業団体連合会様からの意見聴取を始めます。本日は御多用のところ御出席いただきありがとうございます。それではよろしくお願いします。

【建専連】

(「資料8」により説明)

【伊藤委員長】

ありがとうございました。ただいまの御意見につきまして、事務局から説明がございましたらお願いいたします。

【入札監理課長】

社会保険、法定福利費の関係であります。県の方で特効策というか、これをやればすべてが解決するという改善策がなかなか見いだせない状況にあります。当面はきちんと明示して請求するということですが、今回のお話しをお伺いすると、きちんと明示して請求しても、訳の分からない状況で削られて、全体として少ない状況で仕上がっているということなんですね。

【建専連】

訳の分からない状況ではなくて、明示をしてもトータルで切られますから、そうすると本来満額書かれていた部分のものの、そういった部分を含めた部分の金額を切ってきますので、単純にわれわれの負担は増えるだけです。

これをお願いしているのは、消費税と一緒に、私はサッシ業界におりますのでだいたい人件費3%。また、内装屋さんは前回もお話ししましたが、45%くらい。かなり差があります。でもね、福島県で人件費の統計調査もやっていますから、全部集計しているはずなんです。そっちの方から調べてもらえばということをお願いをしたんですが、全然改善されていない。切実なんです。結局見積をトータルであげてやられてしまうので、それはやめてくださいと再三お願いしています。その辺を是非改革してみてください。国交省がと言いますが、独自対応できるでしょ。

契約書の金額の何%とやってもらえればいいんです。そうすれば単純なんですから。私が言ったのは、職種によって違うでしょ。その辺はよく調べて。本気でやってくれるなら、うちの業種は全部それ出させます。

法定福利費ですから、金額に含まれているのではなく、上乗せなのです。それを、含まれている扱いで切られるので、法定福利費も小さくなる。でも支払う金額は決まっていますから、そうすると小さくなっただけ負担が増える。一番あるのは、この6年半復興事業で、国からジャブジャブとお金をいただいてたくさん仕事をしています。でもわれわれの立場で言われるのはずっと変わりません。「予算がない」。福島多くのゼネコンさんたちが、この6年半で特に復興関係の仕事、除染関係の仕事をした業者さんは大きく借金を減らしたはずですが、でも言われるのは「予算がない」です。じゃ彼らはどこで利益を出したのでしょうか。われわれはそれでも稼がせてもらっていますよ。稼がせてもらっていますけれども、「お金が足りません。だからこの金額を削ってください」われわれは受ける側だから言われますが、お金が足りませんと言って削って、何とか収益保たれているんですではなくて、借金はバンバン返した上に利益が残りました。どの口で予算がないとおっしゃるのでしょうか。でもそれについては、どなたも突っ込みをいれない。われわれはちゃんと仕事をして、子どもたちと家族育てるだけちゃんとしたお金をもらえれば、それ以上余分によこせという気持ちはないです。がんばって上に登りたいという欲はあっても、不当に欲をかこうとは思いません。これから本当に予算がなくなるんです。そしたらもっと殴られることはわかっています。そこがわれわれの一番の問題です。われわれは死にたくないんです。

【伊藤委員長】

法定福利費の関係で言えば、工事の種類によって、労務費とその他のコストの比率がかなり違う。ただこういう工事だったら標準的に何%の労務費というのがわかるから、それに対して一定額の法定福利費を、消費税のように別枠で確保するという仕組みにできないかということですね。個々別々にはなかなか難しいけれども、工事種別毎に標準を出してというようなことだったら、要望も出してという御意見だと思いますので、われわれ委員がすぐできるとかできないとか言えないんですけれども、県の方でそれが可能かもう一度ご検討の余地があるのでしょうか。

【建専連】

これは可能かどうかということではなくて、可能にしていきたいんです。

【伊藤委員長】

他の県の状況を参考にしながら、もしも外税方式のような形でやられているところがあれば、それはどのような基準でやられているということがお調べいただけるとは思いますけれども、この時期全くやってなくて、みんな同じですよということになったら、これは仕方がないという部分もあるかと思はますけれども。

【建専連】

でも本当は、業界にとってはそれは改めてもらいたいというのが現実です。

【伊藤委員長】

なので、その辺の調査も含めて検討いただきたいと思います。  
他に委員のみなさまから御意見がございましたら。

【島田委員】

元請さんに対してのご要望を法律化するという事ではないんですか。要するに外税ということではなくて、元請さんとの契約の段階でやろうとすると、仕事が省かれる可能性があるんで、それを行政指導で条件付けるということとは違うんですか。

【建専連】

業者さんは上手なので、見積書にはきちんと法定福利費を入れなさいと言われるんです。そうでもない役所にと言われるんです。私言っているのは、契約したものの8%とか、業種によってちがいますけれども、パーセンテージを法定福利費として別枠で請求させてください。それを監視してくださいというわけですよ。

【齋藤委員】

法定福利費を外立てで法定福利費を積み上げろということなんですけれども、もう一つ問題があって、例えば、計算すると1000円と法定福利費が出たとする。そうすると、全体の契約金額から1000円を引くというようなことになるのですか。

【建専連】

それは言いません。全部から 1000 円引くんです。

【齋藤委員】

全部から 1000 円引いたら、同じじゃないですか。外立てしたらいいという問題ではないですよね。

【建専連】

それをされるので、やめさせてくださいと言っているんです。

【伊藤委員長】

外立て方式でやったとしても、本体の金額をいろいろな理屈をつけて下げられると、外立て方式が守られたとしても結果として、契約金額が下がってしまうということになりませんかということですよ。

【建専連】

その場合であれば、それはやったときに「叩きすぎでしょ」って必ず調査が入るんです。我々がキープされたところの法定福利費が極端に下げられたならば、法定福利費が含まれたものが支払われているはずなのに、それを本体の方から余分に引いたならば、それは引きすぎでしょという調査が入るわけです。入らないのは論外です。不当に引くところがある場合、それは処罰してください。仕事をさせないでください。そうお願いしているんです。

【齋藤委員】

下請さんがいなかったら元請さんは仕事できません。この金額を出してくれなかったら、私も仕事しませんよと言ったら元請も困るわけではないんですか。それはしなかったのですか。

【建専連】

それだったら、県外業者を呼びます。県外業者を呼んでも構わないとされているから、県外業者が来るんです。最初からこの金額高いですから。他のところで仕事がないわけですから。全国津々浦々建設工事がないんですから、自分のところで食っていけないと言ったときに、高速代を使って朝 2 時間早く出ても、ここで仕事したらペイするなら、彼らは来ます。それこそ、福島の中でのルールが適用されない方々がきます。

【齋藤委員】

法定福利費を外立てすれば解決する問題なのかどうかということなんですが。

【建専連】

それと一緒にされては困ります。県外業者が来るのと法定福利費の話は別問題です。

**【齋藤委員】**

違う話だと思うんですけども、絡み合っているの、見えにくい。

**【建専連】**

普通工事が終わって、何年か毎に役所では、元請から下請から全部チェックしてますよね。その調査ありますよね。

**【入札監理課長】**

下請調査は、全部ではなくて抽出でやっております。

**【建専連】**

私たちがメーカーとの領収書まで全部調べられているんですよ。元請業者の契約書とかを見ても分からないんですかね。私たち職人に払う金額まで明示してますからね。

**【伊藤委員長】**

実際に契約するのは、元請と発注元である県ですよ。今のお話しは、元請と下請の関係をどう適正化するかということで、実は下請と県とは直接的な関係にはないんです。ないんですけども、元請と下請の関係を健全にしなければ、いろんな意味で困るということで、下請が元請にいろいろ言うのは立場上難しいので、行政として適正な元下関係を作るように元請の業界等に指導をしてくださいというご要望ですよ。構図としてはそういうことなので、下請業者さんがなくなればそれは地域としては困るわけで、県外の業者が全部仕事取って行って、福島県では儲からなくなったら帰りますということになると、地元に残らないということになります。それは災害とかインフラ整備の問題も含めて困るので、元請業者だけでなく、下請業者も含めて県は、いかに健全に経営をしていくかということを考えていかなければならないということなのです。そういう元下関係に行政がどこまで口出しというか指導ができるかという問題で、すぐにこうだといえる問題でもありませんので。

**【建専連】**

委員長、山形県をよく見てください。山形県は、国交省とか国のやつは大手が入りますけれども、山形県の仕事は山形県の業者にしか出していないんですよ。前回も言ったかもしれませんが。うちの方は国交省の入札だとか言いますが、山形県は国交省であろうと地元に来た金は必ず地元でやらせると言ってますよ。そういうものを参考にしてもらわないと。国交省がどうのって逃げるような言葉は絶対発していただきたくない。

**【総務部政策監】**

山形県のことについては、調べさせていただきます。で、その上で、同じような今までの回答になってしまうかもしれませんが、元請下請の関係そのものになってしまうと、話が少し大きくなってしまいますので、法定福利費に特化して考えますと、先ほど外税方式とおっしゃいましたが、本県独自にできるかという部分がございますので、関係機関を含めて我々の方で調べさせ

ていただく。あるいは、しかるべきところと話をしながら、どんな風に持って行くかということについては、改めて考えていきたいと思っておりますので、そんな形でお願いしたいと思っております。

**【建専連】**

ありがとうございます。今まで何回も出てきて、こういう回答をもらったのは初めてです。

我々担い手の方もやっていますが、担い手なんか、親父の姿見たらこの業界に来ないです。これもまた大変な問題だ。

**【建専連】**

一件だけ誤解があるので訂正させてください。例えば、元請が100の仕事を3割増しで130でとった。余分に3割儲かります。という状態の時に、われわれも余分に3割儲かるならいいです。実際には元請けさんが130で仕事を受けました。予算がないのでおまえらには110で仕事を出すから。20はねられます。ですから、確かに通常よりは儲かります。100を110で受けてますから、われわれも収益は上がりますが、本来元請さんが130で国から復興予算でつけていただいた予算で儲かっている比率に対して、われわれは儲かりません。儲かっているからいいではないです。本来末端まで回してくださいね。と国が気を遣っていたお金を十分にいただけてないというのが現実です。

**【島田委員】**

元請けさんの言い分は県外から来ているから高いんだということで、ただ地元の下請さんは高く出すはずがないので、その辺はどんな風になっているんですか。

**【建専連】**

われわれは元請さんの立場でも安い仕事と高い仕事だったら、高い仕事にいきますよ。特に公共事業は安い仕事なのでやりたがりません。儲からないから他の仕事をやる。ゼネコンさんは、地元業者に業者がないから、外から持ってくる。それが実際のゼネコンさんの都合なのです。

**【伊藤委員長】**

時間となりましたのでこれで福島県建設専門工事業団体連合会様からの意見聴取を終わります。ありがとうございました。

(建専連 退席)

**【伊藤委員長】**

それでは、福島県土木建築調査設計団体協議会様からの意見聴取を始めます。本日は御多用のところ、御出席いただきありがとうございます。それではよろしく申し上げます。

**【土建調】**

(「資料9」により説明)

**【伊藤委員長】**

ありがとうございました。ただいまの御意見につきまして、事務局から説明がございましたらお願いします。

#### 【入札監理課長】

はじめに2ページの(2)の評価項目に関してですが、「消防団への継続加入」の加入消防団の所在地の関係については、御意見を踏まえ、見直しについて検討していきます。

また、消防団以外の地域社会貢献活動の評価項目の追加についてですが、総合評価方式においては、企業の地域貢献活動のうち、県として最優先に取り組む必要があると判断した重点的な施策について評価項目としていることに御理解願います。

次に③④に書いていただいた低入札の関係ですが、そもそも低入札価格調査制度は、最低制限価格制度とは異なるものですが、低入札に対するペナルティーのあり方など、低入札を助長させない効果的な対策について、引き続き検討してまいります。

次に6ページの3の(1)電子入札システムの関係ですが、小冊子等の作成につきましては、HPへの簡易なマニュアルの掲載など、分かりやすい説明書の作成について検討していきます。

次に7ページの(2)の②の電子入札システムの欠点の関係ですが、1点目、2点目につきましては、国土交通省では独自開発ソフトを利用していますが、都道府県ではパッケージソフトを利用しているため、対応できない状況にあります。改善することは、かなり難しい状況ですが、パッケージソフトの開発会社には要望を伝えていきます。

最後に9ページの「5 その他」の④の最低制限価格等についてですが、今年の10月以降引き上げたところですが、引き続き、国や他県の状況、引き上げ後の状況等を分析した上で対応を考えていきたいと思っております。

#### 【伊藤委員長】

それでは、委員の方から質問等があればお願いします。

#### 【高島委員】

2点ございまして、5ページ目の真ん中の③ですが、指名競争入札の方が良いと考えますというのはわかります。では、具体的に契約金額でいくら以内だとかというのがありますか。と言うのが1点。それから、2点目が7ページ目の3点目の部分で、受信メールで「見落とし」「迷惑メールとして削除される」課題がありますということですが、実際にどのようなケースがあったか教えてください。

#### 【土建調】

1点目の具体的な金額と言うよりも、例えば新営工事なのか、大規模改修工事なのかというように、用途と規模等に応じた設計書の選定方式を発注者側でご検討いただきたいということです。

2点目の見落としがあったのかというご質問ですが、具体的には、どこで何件あったという組合員からの具体的事例の報告があったということではありません。ただどうしても数が多いと、メールの取りこぼしがありますから、中にはそういうものもあるだろうということも含めて、事前の通知をもらえれば意識してそれを確認するというところでございます。

【伊藤委員長】

ほかいかがでしょうか。それでは、これで、福島県土木建築調査設計協議会の意見聴取を終わります。どうもありがとうございました。

【伊藤委員長】

それでは、次に各委員の意見交換ということですが、ちょっと私の方から、今日の議論を踏まえて、お話しをさせていただきます。

今日の業者さんから総合評価方式についていろいろご希望とかご要望がございました。多分、制度は、時間が経つと環境も変化しますし、事情も変わってきますので、制度疲労を少しずつ起こすということもございますので、そろそろ抜本的な総合評価方式の見直しを考えていかななくてはいけないのかなというのが一点目の率直な感想です。で、もう一つ、建設業協会から、業界と何らかの形で情報共有するような場を設けたらいかがかという御意見がありました。官民癒着という問題もあるので、あまり安易には…、ということもあるのですけれども、年に1回の20、30分の話だけでは、理解し合えないところがあると思います。かといって、監視委員会がやるというのも何なので、県側で、何らかの部署が窓口となって、業界と情報共有するという場は設けられた方がいいかと思います。で、設けられたら、その議論をわれわれにお知らせいただくという形が望ましいかなと思います。

最後に、今日土木部次長から指名競争入札について、検討の範囲として考えていくと話がありました。今まで私が委員長になってから、初めて、県が指名競争入札についての検討をするという話を伺いましたので、これは、次回の委員会なのか、それ以降なのか分かりませんが、それまでの検討状況でもよろしいですけれども、どういう風に指名競争入札について県側の姿勢が変わりつつあるのか、あるいは変わってないのかということも含めて、お話しいただけたらありがたいなと思います。

他に委員の皆様から何かございますか。

【高島委員】

資料6の8ページなのですが、丸の二つ目舗装工事の件ですが、ここ何年か同じような感じで意見が出ているなと思ったのですけれども、設計金額と地域要件の件だったのですが、舗装の設計金額と地域要件に対して、一般土木の設計金額と地域要件の範囲が乖離しているというか、ずいぶん幅が違うような気がするのですが、何か大きく違う理由があったら教えてください。

【入札監理課長】

平成18年にいろいろ改革に取り組んだ際に金額区分などを設定したのですが、その当時の業者数とか、発注件数の分布とかでもって設定したものを採用しているという形になります。なので、時代と共に変われば、変わる必要があるのかなという部分だと思います。

【土木部次長】

今ほど委員長からあった件ですが、私が発言した主旨は、建設業振興プランを皆様にも御説明したときにも申し上げましたけれども、建設業審議会の答申もありましたので、入札制度のあり方を、

全国調査もして幅広く検討するというので、指名競争入札に特化したものではありません。そこは誤解のないようお願いしたいと思います。

**【伊藤委員長】**

ただね、今までの、県側、事務局の御発言は、ずっと指名競争入札を復活するということはあり得ないというご主旨での発言でしたので、それを含めての検討をされるということは、ちょっと方向が変わったのかなという印象は受けました。

**【土木部次長】**

入札制度の中には、さまざまな方式がありますので、指名競争入札はその中の一つであることには変わりありませんので、そういう意味で幅広く検討するという意味で、含まれているということです。ただ、振興プランにはその言葉は出てきておりませんので。

**【総務部政策監】**

今までとスタンスは変わっていません。先ほど次長からあったように、建設業審議会から指名競争入札という言葉があったものですから、それを受けて県としては幅広く今まで同様、今までも制度改正してますので、その中で考えていこうという主旨であります。

**【伊藤委員長】**

委員会のメンバーもだいぶ替わりましたので、数年前のメンバーでも若干意見が分かれている部分もありました。新しいメンバーの方もいろいろな御意見があると思いますので、タブーにする必要は全くないと思いますので、それも含めて検討していただければと思います。

**【伊藤委員長】**

それでは、その他に移ります。委員の皆様、事務局から何かございますか。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

事務局からは特にございません。

**【伊藤委員長】**

それでは、今回は、総合評価方式の継続審議ということで、また今回の意見聴取を踏まえて、いろいろ検討していただいたところを議論していただきたいと思います。

それでは、本日の議事はこれにて終了させていただきます。どうもありがとうございました。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

事務局から御連絡でございます。

次回の委員会は1月下旬から2月上旬の開催を予定しております。お手元に日程調整表をお配りしましたので、御手数ですが、11月29日、来週水曜日までに事務局へ御提出いただきますようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、「第 66 回福島県入札制度等監視委員会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。